

ぎふ建設人材育成リーディング企業  
セミナー実施業務

プロポーザル公募要領

令和3年4月5日

岐阜県県土整備部技術検査課

# ぎふ建設人材育成リーディング企業セミナー実施業務

## プロポーザル公募要領

建設産業は社会資本整備の担い手であるとともに、地域の防災・安全を支える重要な役割を担っています。しかしながら、経営環境の悪化や、建設産業に持たれているマイナスイメージにより、若年入職者の減少、従事者の高齢化が進んでおり、将来の担い手不足が大きな課題となっています。

このため県では、平成 29 年度から労働環境の改善や人材の育成等に積極的に取り組む建設業者や建設関連業者を県が「ぎふ建設人材育成リーディング企業」と認定することによって、企業の自主的な取り組みを促す施策を展開してきました。

制度開始から 3 年が経過し、当初認定を受けた企業が更新時期を迎えており、企業には本認定制度における更なるレベルアップを目指してもらう必要があります。そのためには、各企業が自社の課題・問題を認識し、それに対する適切な対応策を検討できなければならないが、そもそも本認定制度が新しい仕組みであり、かつ企業が自社を客観的視点で見直す取り組みを要することから、そのポイントは分かりにくい現状です。

よって、認定評価項目を意識し自社の課題を見直せるワークショップ形式のセミナー開催により、本認定制度の高度な活用を後押しすることで、さらなる担い手確保や業界全体のイメージアップを図るための業務です。

については、委託先を決定する公募型プロポーザルを行いますので、参加事業者を募集します。

### 第 1 募集の内容

#### 1 委託業務名

ぎふ建設人材育成リーディング企業セミナー実施業務

#### 2 業務内容等

別紙「ぎふ建設人材育成リーディング企業セミナー実施業務仕様書」のとおり

#### 3 委託業務期間

契約締結日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日まで

#### 4 委託費の上限

1, 4 7 7, 6 8 0 円（消費税及び地方消費税込み）

### 第 2 プロポーザルに係る事項

#### 1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人若しくは法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であって、以下の①から⑤までの条件を満たすものとし、なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申込み（他の団体と共同体を構成して参加申込を行う場合を含む。）を行うことはできません。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。

② 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則

第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

④ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

⑤ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。

※ なお、共同体で参加する場合にあっては、以下の(ア)、(イ)の条件を満たすものとします。

(ア) 代表者は、構成員のうち出資比率が最大であること。

(イ) すべての構成員が、上記①～⑤のすべての条件を満たしていること。

## 2 企画提案書の作成

事業の企画について、以下の項目を「様式1」に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

### 1 企画案の内容等(様式1)

下記内容に沿って、計3回分のセミナーについて企画案を作成すること。

なお、SNS等の活用など近年の動向を踏まえ、ぎふ建設人材育成リーディング企業認定評価項目のうち、次の項目を重点的に盛り込むこと。

- ・若者・女性の雇用
- ・生産性の向上
- ・建設業の魅力発信

#### (1) 課題認識セミナー(7月頃)

- ① 講師の氏名、経歴、専門分野、過去3年分の講義実績
- ② タイムスケジュールと内容詳細
- ③ 当該セミナー内容の狙い
- ④ ファシリテーターを配置する場合は、ファシリテーターの氏名、経歴、専門分野、実績等

#### (2) 課題深掘りセミナー(8～9月頃)

- ① 講師の氏名、経歴、専門分野、過去3年分の講義実績
- ② タイムスケジュールと内容詳細
- ③ 当該セミナー内容の狙い
- ④ ファシリテーターを配置する場合は、ファシリテーターの氏名、経歴、専門分野、実績等

#### (3) 知見の共有セミナー(9～11月頃)

- ① 講師の氏名、経歴、専門分野、過去3年分の講義実績
- ② タイムスケジュールと内容詳細

- ③ 当該セミナー内容の狙い
- ④ ファシリテーターを配置する場合は、ファシリテーターの氏名、経歴、専門分野、実績等

【企画提案書の作成にあたっては、以下を参考としてください】

- (ア) ぎふ建設人材育成リーディング企業\_チラシ(表)
- (イ) ぎふ建設人材育成リーディング企業\_チラシ(裏)
- (ウ) ぎふ建設人材育成リーディング企業【建設業者】認定評価項目一覧表
- (エ) ぎふ建設人材育成リーディング企業【建設関連業者】認定評価項目一覧表
- (オ) (別紙) ぎふ建設人材育成リーディング企業【建設業者】認定指標取組内容
- (カ) (別紙) ぎふ建設人材育成リーディング企業【建設関連業者】認定指標取組内容
- (キ) ぎふ建設人材育成リーディング企業認定企業集

## 2 全体スケジュール等

事業の全体スケジュールを記載すること。

※ 上記1の実施に必要な作業について、具体的なスケジュールを示すこと。

## 3 業務の実施体制

業務にあたる運営スタッフの人員体制、他機関との連携体制、事業実施責任者の資格・経験・能力等を具体的に記載すること。

## 4 提案者の経験・能力等

下記の項目に沿って記載すること。

- (1) 経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）
- (2) 本事業に類する事業の実施実績（実績がある場合）

※ 事業を実施する上で、他の法人等と比較した優位性（過去の類似事業実績、責任者の経験・資格等）があれば記載すること。

## 5 経費の見積り ※任意様式

次の項目を参考にして見積書（任意様式）を作成し、添付すること。

### ① 経費合計

### ② 経費内訳

- ・ セミナー業務に関する経費（講師代、テキスト印刷費、交通費等）  
 ※県が岐阜市内の会場を準備するため、会場使用料は本経費には含めない。  
 ※また、県が準備することができる機材は、マイク、パソコン、プロジェクター及びスクリーンとする。それ以外で、セミナーに必要となる機材については、受注者が準備し、受注者の負担することとする（経費に含める）。
- ・ その他必要となる経費

## 3 プロポーザルの手続等

### (1) スケジュール

項 目	日 程
① 公募要領等の公表・配布	令和3年4月5日（月）～令和3年4月16日（金）
② 公募要領等に関する質問受付	令和3年4月5日（月）～令和3年4月16日（金）
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和3年4月5日（月）～令和3年4月16日（金）
④ 企画提案書受付期間	令和3年4月5日（月）～令和3年5月6日（木）
⑤ プロポーザル評価会議	令和3年5月中旬（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和3年5月下旬（予定）

## (2) 公募要領等の配布時間・場所

① 配布日時 **令和3年4月5日(月)～令和3年4月16日(金)まで**  
午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日、振替休日を除く)

② 配布場所 岐阜県県土整備部技術検査課建設人材育成係  
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁7階)

※ 公募要領等は、岐阜県庁のホームページ(トップ>入札・公売>入札公告(WTO案件以外)>公募型プロポーザル)からも入手できます。

## (3) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

**令和3年4月5日(月)～令和3年4月16日(金)午後5時15分まで**

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を技術検査課あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。

岐阜県県土整備部技術検査課建設人材育成係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号)

FAX 058-278-2734

電子メールアドレス [c11656@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11656@pref.gifu.lg.jp)

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県県土整備部技術検査課のホームページ上にて公開します。

## (4) プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間

**令和3年4月5日(月)～令和3年4月16日(金)午後5時15分まで**

② 提出書類

ア 参加申込書(別紙2)

イ 共同体構成員届出書(別紙3)(該当する場合のみ)

ウ 共同体協定書(別紙4)(該当する場合のみ)

エ 共同体委任状(別紙5)(該当する場合のみ)

③ 提出部数 1部

④ 提出方法

- ・ 企画提案参加希望者は、②の提出書類を技術検査課まで持参又は郵送(必着)により提出してください。
- ・ 受付は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝祭日、振替休日を除く)とします。
- ・ 郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

## (5) 企画提案書等、書類の受付

① 受付期間

**令和3年4月5日(月)～令和3年5月6日(木)午後5時15分まで**

② 提出書類

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <様式1>  
別添「委託業務仕様書」を参考に提案してください。

イ 見積書(様式任意、見積内訳書を含むこと)

ウ 企業等に関する書類

(ア) 企業等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <様式2>

(イ) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)

(ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(団体の場合は、同様の内容が分かる資料)

※ 共同体の場合は、構成員すべてについて上記(ア)から(ウ)までを提出してください。

エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<様式3>

オ プロポーザル審査資料(社会的課題への取り組み)・・・・・・・・・・・・・・<様式4>

③ 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

④ 提出方法

- ・ 技術検査課あてに持参又は郵送(必着)により提出してください。
- ・ 受付は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝祭日、振替休日を除く)とします。
- ・ 郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

⑤ その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

**(6) プロポーザル参加に際しての注意事項**

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 「ぎふ建設人材育成リーディング企業セミナー実施業務プロポーザル評価会議」構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 公募要領に違反すると認められる場合
- ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づく

情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、「ぎふ建設人材育成リーディング企業セミナー実施業務プロポーザル評価会議」開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を技術検査課に持参又は郵送（必着）により申し出てください。

#### (7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。  
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ② 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合するものとしてください。

#### (8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

岐阜県県土整備部技術検査課建設人材育成係

（注意）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

### 第3 評価に係る事項

#### 1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「ぎふ建設人材育成リーディング企業セミナー実施業務プロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）」が行います。

なお、「評価会議」における評価は、評価項目及び評価内容（別記）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

#### 2 プロポーザル評価会議

- ① 開催時期 **令和3年5月中旬（予定）**  
詳細については、後日、企画提案参加者に通知します。
- ② 開催場所  
岐阜県庁（岐阜市藪田南2丁目1番1号）又は周辺施設  
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Zoomを利用したオンライン会議とする場合があります。
- ③ 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション	25分間（模擬講義を含む）
評価会議の構成員からの質疑	10分間
- ④ 注意事項
  - ・ 正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。
  - ・ プレゼンテーションを行う方は3名までとします。なお、事業を説明できる方であれば、事業担当者である必要はありません。
  - ・ 講師本人が企画提案書に記載された内容の一部について模擬講義を行ってください（講師が複数人の場合は、全員が模擬講義を行ってください）。  
ただし、講師本人が参加できない場合は、当該講師の同内容の講義映像を記録した映像で代えることも可とします。その場合は、事前連絡をしてください。なお、県で準備することができる映写するための機材は次のとおりです。

パソコン	NEC VersaPro VX-4
プロジェクター	Crosstour Mini Projector Model:S100
スクリーン	50cm ×90cm
  - ・ プレゼンテーションに際しては、提出書類とは別に補足資料を用いて説明することも可能とします。なお、その場合においては、当日、当該補足資料を10部持参してくだ

さい。

- ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

### 3 評価項目及び評価内容

別記「評価項目及び評価内容」のとおり

## 第4 選定に係る事項

### 1 最優秀提案者の選定

県は、上記の評価結果に基づき、「評価会議」の構成員の評価点の合計が最高点の者を、最優秀提案者として選定します。

### 2 複数の同得点者が生じた場合等の取扱い

最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

### 3 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

## 4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに文書にて参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しません）
- ④ 「評価会議」の構成員の氏名
- ⑤ その他（最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合は、その理由）

## 第5 契約の締結

### 1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することもあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行います。

### 2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

## 第6 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

## 第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁7階）  
岐阜県県土整備部技術検査課建設人材育成係  
TEL 058-272-8499（直通）  
058-272-1111（内線2282）  
FAX 058-278-2734  
電子メールアドレス [c11656@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11656@pref.gifu.lg.jp)

別記

**「ぎふ建設人材育成リーディング企業セミナー実施業務」  
評価項目及び評価内容**

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、評価会議構成員の採点数の合計で算出する。なお、評価会議構成員の評価点の平均が基準点（60点）以上（各構成員の総採点合計÷評価会議構成員数≥60）であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容	配点
<b>1 提案内容の有効性及び実現可能性</b>	<b>70点</b>
(1) セミナー実施に対する目的・理解等 ① 本事業を実施するにあたり、建設産業の現場や労働環境等について正確な知識を有しているか。 ② 業務目的を十分に理解し、認定企業の課題に踏まえた提案になっているか。	20点 (各10点)
(2) 受講企業の募集 ① 受講企業の募集方法は、現実かつ効果的なものとなっているか。	10点
(3) セミナーの企画内容 ① これまでの実績やノウハウ、専門性が発揮されたものとなっているか。 ② 事業実施のスケジュールは適切かつ効果的なものとなっているか（無理がないか・研修の実施などに工夫があるか）。 ③ 想定する講師は研修・セミナーのテーマに関して、高度な専門知識と豊富な研修実績を有しているか。 ④ 事業効果を高めるために独自の提案があるか。	40点 (各10点)
<b>2 事業を適正かつ確実に実施する能力</b>	<b>30点</b>
(1) 事業実施の能力 本事業に類する事業実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。	10点
(2) 事業実施体制の確保等 業務のスケジュール（準備、実施期間等も含む）が適切であり、実施体制や危機管理体制は十分であるか。	10点
(3) 事業費の妥当性 事業費の積算は、必要な人材を活用し、魅力的な企画等を実施する上で適切なものであるか。	5点
(4) 社会的課題への取り組み 「仕事と家庭の両立支援」（2点）、「障がい者雇用」（2点）、「若者の採用・育成」（1点）といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	5点
<b>計</b>	<b>100点</b>